

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和六年二月十三日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年八月三十一日奈良県指令建第一一二―三九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年二月五日建第一〇二五五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年二月五日建第五八八一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市有里町一六五番一、一六五番二、一六五番三、一六八番一及び一六八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市真弓南二丁目六番七号

株式会社ライズ 代表取締役 榎本修

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市有里町一六五番一及び一六八番一

下水道 生駒市有里町一六五番一の一部

水路 生駒市有里町一六八番六